

広島県訓令第十三号

土 木 局

広島地域事務所

梶毛ダム操作規則を次のように定める。

平成二十年六月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

梶毛ダム操作規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 貯水池の水位等（第三条―第六条）

第三章 貯水池の用途別利用（第七条・第八条）

第四章 洪水調節等（第九条―第十三条）

第五章 貯留された流水の放流（第十四条―第十九条）

第六章 点検、整備等（第二十条―第二十二条）

第七章 雑則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（通則）

第一条 梶毛ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

（ダムの用途）

第二条 梶毛ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持をその用途とする。

第二章 貯水池の水位等

（洪水）

第三条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒五立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（水位）

第四条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）

第五条 貯水池の常時満水位は、標高百七十一・一メートルとする。

（サーチャージ水位）

第六条 貯水池のサーチャージ水位は、標高百八十一・六メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

（洪水調節等のための利用）

第七条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高百七十一・一メートルから標高百八十一・六メートルまでの容量六十五万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第八条 流水の正常な機能の維持は、標高百六十二メートルから標高百七十一・一メートルまでの容量二十八万立方米を利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第九条 広島地域事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、洪水警戒体制を執らなければならない。

一 広島地方気象台から広島・呉区域において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水が予想される場合

二 その他細則で定めるところにより洪水が予想される場合

(洪水警戒体制時における措置)

第十条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を採らなければならない。

一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

(洪水調節等)

第十一条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十二条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第十三条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第十四条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流を行うことができる。

一 第二十条の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要がある場合

二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合

(放流の原則)

第十五条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じさせないよう努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第十六条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、細則で定

めるところにより必要な流水をダムから放流しなければならない。

(流水の貯留の制限)

第十七条 所長は、細則で定めるところによる水量に満たないときは、貯水池へ流入する流水を貯留してはならない。

(放流に関する通知等)

第十八条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生じさせると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を採らなければならない。

(ゲートの操作)

第十九条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

第六章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第二十条 所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を細則で定めるところにより行わなければならない。

(観測)

第二十一条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を細則で定めるところにより行わなければならない。

(記録)

第二十二条 所長は、第二十条の規定による計測、点検及び整備を行ったとき又は前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第七章 雑則

(細則)

第二十三条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な細則は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十年七月一日から施行する。